

業務の運営に関する規程

事業所名 JW中部事業協同組合 無料職業紹介所

一、求人

1. 本所は、※（取扱職種の範囲等）に関する限り、いかなる申込みについてこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。

2. 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。

3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。

二、求職

1. 本所は、※（取扱職種の範囲等）に関する限り、いかなる求職の申込みについてこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

2. 求職者が海外在住の場合には、本所と業務提携している当該国の取次機関を経由し、所定の求職表と所定の添付書類と共に、郵便、ファックス又は電子メールにて申込みしてください。求職者が外国人実習制度に基づき本邦に滞在中の場合は、求職者が直接来所されて、所定の求職票及び所定の添付書類と共に申込みしてください。

※取扱職種の範囲等

- ・ 出入国管理及び難民認定法に基づく外国人技能実習に係る職業紹介
- ・ 求人者は組合員に限る
- ・ 求職者は会員及び会員以外の者で会員企業への就業を希望する者
- ・ 地域：国内及びベトナム社会主義共和国
- ・ 職種：全職種

三、紹介

1. 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。

2. 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話いたします。

3. 紹介に際しては、求職者が海外在住の場合には、本所と業務提携している当該国の取次機関を経由し求職者の方に、求職者が外国人実習制度に基づき本邦に滞在中の場合は

直接求職者の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。

4. 求職の方を求人者に紹介する場合には、求職者が海外在住の場合には、本所と業務提携している当該国の取次機関と本組合にて調整のうえ、求職者情報閲覧及び面接等の方法により紹介をいたします。求職者の方が外国人技能実習生制度に基づき本邦に滞在中の場合は、本所が紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。

5. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。

6. 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介を致しません。

四、その他

1. 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

2. 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。

3. 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。

4. 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。

5. 本所の取扱職種の範囲等は、外国人技能実習生制度に基づく技能実習生の受入に限定するものです。

6. 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

平成28年 5月 日

代表者 JW中部事業協同組合
代表理事 武藤 暢一郎